

年金積立金管理運用独立行政法人ロゴマーク使用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、年金積立金管理運用独立行政法人ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を定めるとともに、ロゴマークを使用する場合の取扱いに関し、必要事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）のロゴマークは別記1のとおりとする。

2 職員が職務上利用する名刺及び封筒については別記2の様式とする。

(使用制限)

第3条 管理運用法人及び管理運用法人の職員以外の第三者は、次に掲げる事項に該当する場合を除き、ロゴマークを使用することはできない。

- 一 管理運用法人から依頼を受けてロゴマーク入りの物品等を製作する場合
- 二 管理運用法人の委嘱を受けて実施する事業等において製作する資料や物品に、管理運用法人の委嘱を受けていることを、ロゴマークを用いて表示する場合
- 三 管理運用法人が共催又は参加する行事や、後援、協賛、協力等を行う事業・行事等において製作する資料や物品に、管理運用法人が共催等を行うことを、ロゴマークを用いて表示する場合（営利を主たる目的としないものに限る。）
- 四 管理運用法人が公表した資料の転載等を行う際に、ロゴマークが含まれている場合
- 五 ロゴマークを使用して管理運用法人ホームページにリンクさせる場合
- 六 管理運用法人が参加する組織・団体等が、当該組織・団体のホームページ等に、管理運用法人が参加団体であることを示すためにロゴマークを使用する場合
- 七 第四号及び第五号に該当する場合のほか、管理運用法人の広報活動に資する場合であって、企画部長がその使用を認めた場合

(使用の中止等)

第4条 ロゴマークの使用に関し、前条各号に該当しないと認められるとき又はその使用が不適切であると認められるときは、企画部長はその使用を差し止めることができる。

(申請)

第5条 管理運用法人及び管理運用法人の職員以外の第三者が、第3条第七号の規定によりロゴマークを使用しようとする場合は、使用を開始する日の10日前（土日・祝日を除く。）までに年金積立金管理運用独立行政法人ロゴマーク使用申請書（別紙様式1）を企画部長に提出しなければならない。

- 2 企画部長は前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合には、年金積立金管理運用独立行政法人ロゴマーク使用許可書（別紙様式2）を交付する。
- 3 企画部長は前項のロゴマーク使用許可書を交付する場合に、ロゴマークの使用に関する条件を付すことができる。

(許可の内容の変更)

第6条 前条の許可の内容に変更等があった場合には、速やかに、年金積立金管理運用独立行政法人ロゴマーク使用変更申請書（別紙様式3）を企画部長に提出しなければならない。

- 2 企画部長は前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合には、年金積立金管理運用独立行政法人ロゴマーク使用変更許可書（別紙様式4）を交付する。

(使用物品等の提出)

第7条 第5条第2項の規定によりロゴマークの使用許可を受けた者又は前条第2項の規定によりロ

ゴマークの使用変更許可を受けた者は、使用後に遅滞なく使用物品等の現物、写真又はコピーを提出するものとする。

(使用許可の取消し)

第8条 企画部長は、第5条第2項の規定によりロゴマークの使用許可を受けた者又は第6条第2項の規定によりロゴマークの使用変更許可を受けた者が次に掲げる事項に該当する場合には、使用条件の変更、使用許可の取消し、又は使用物件の回収を求めることができる。

- 一 使用許可の際に付した条件又は本細則に違反したとき。
- 二 虚偽又は不正により使用申請を行ったとき。
- 三 その他企画部長が必要と認めたとき。

(使用料)

第9条 ロゴマークの使用料については、無料とする。

(ロゴマークに関わる権利)

第10条 ロゴマークに関する一切の権利は、管理運用法人に帰属する。

(細則の制定又は改廃等)

第11条 この細則の制定、変更又は廃止は理事長が定める。また、必要に応じて、理事長は本細則の下位規程を定める。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和6.4.3改正)

この改正は、令和6年4月3日から施行する。